（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第二十四条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年財務省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（供託振替国債取扱規程の一部改正）

第二十五条　供託振替国債取扱規程（平成十四年財務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

別紙書式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○文部科学省厚生労働省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十七条、第三十九条及び第四十五条第二項の規定に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十六日

文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第七条**　令和四年九月十四日までは、第九条第二項中「法第七条各号又は法附則第二条第一項各号」とあるのは、「法第七条各号、法附則第二条第一項各号又は同条第二項」とする。	附　則 **第七条**　平成三十四年九月十四日までは、第九条第二項中「法第七条各号又は法附則第二条第一項各号」とあるのは、「法第七条各号、法附則第二条第一項各号又は同条第二項」とする。

様式第一から様式第四まで中「日本工業規格」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○防衛省令第四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）及び元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十六日

防衛大臣　岩屋　毅

特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程等の一部を改正する省令

（特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の書式及び様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程（昭和二十六年総理府令第四十九号）第一号書式から第五号書式まで

二　防衛省職員給与留守宅渡実施規則（昭和三十五年総理府令第四十八号）別記様式第一から別記様式第四まで

三　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく給付金及び特定給付金の支給に関する省令（平成七年総理府令第三十一号）別記様式

四　武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成十六年内閣府令第七十五号）別記様式第一号から別記様式第六号まで

五　防衛省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年防衛省令第八号）様式第一から様式第八まで

六　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）別記様式第五から別記様式第十一まで及び別記様式第十三から別記様式第十五まで

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則（昭和二十七年総理府令第三十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第八号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第三条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第八その一及び別表第八その二中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第八その三中「平成」を「令和」に改める。

別表第八その四及び別表第八その五中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第八その六中「平成」を「令和」に改める。

別表第八その七中「平成　年」を「令和　年」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第十一から別表第二十三までの表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一中「平成」を「令和」に、「昭・平」を「昭・平・令」に改める。

別記様式第二中「平成　年」を「令和　年」に、「昭・平」を「昭・平・令」に、「平成　年」を「令和　年」に、「平成　年」を「令和　年」に、「平成　年」を「令和　年」に改める。

別記様式第三中「平成」を「令和」に、「昭・平」を「昭・平・令」に改める。

別記様式第四中「平成」を「令和」に改める。

別記様式第五中「平成」を「令和」に改め、「、第65条の13第2項」を削り、同様式記載上の注意を削る。

別記様式第六中「第65条の13第3項」を「第65条の13第2項」に、「平成」を「令和」に改める。

別記様式第七中「第65条の13第4項」を「第65条の13第3項」に、「平成」を「令和」に改める。

別記様式第八中「第65条の13第5項」を「第65条の13第4項」に、「平成」を「令和」に改める。